Make More Sustainable
サステナブルインフラの「いちご」

2024年6月14日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　千葉　恵介
（コード番号 8975）www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岩井　裕志
問合せ先　副社長執行役員オフィスリート本部長
加茂　勇次
（電話番号　03-4485-5231）

規約変更、役員選任および役員報酬の決定ならびに会計監査人選任のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更、役員の選任および役員報酬の金額ならびに会計監査人の選任に関して、2024年7月20日に開催予定の本投資法人の第15回投資主総会（以下、「本投資主総会」という。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更の件 (1)

規約変更の理由は以下のとおりです。

① 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることから、この点を明確化するとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）で定めるものの全部または一部については、書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことを可能とするための規定を設けるものです（変更案第9条第5項および第6項関連）。

② 信用組合および信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律181号。その後の改正を含みます。）および「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入を行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができることを明確化することを目的として、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです（変更案第31条第5項関連）。

③ 投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約においても同様の定義を規定するものです（変更案第37条関連）。

④ 上記のほか、条項の新設・変更等に伴う字句の修正等を行うものです（変更案第29条関連）。

規約一部変更の詳細については、別紙「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。

2. 規約一部変更の件 (2)

規約変更の理由は以下のとおりです。

本投資法人においては、資産運用会社に対する報酬を、成果が顕在化した場合にのみ発生する完全成果報酬体系としております。本投資法人は本報酬体系に関し、資産運用会社が徹底的な投資主目線に立って、中長期的視点から運用努力を継続するインセンティブとなっているかについて継続的に検証しており、今回、被合併時成果報酬および被買収時成果報酬について、投資主の利益拡大とあわせて資産運用会社にとってもインセンティブとなるよう見直しを行った結果、料率および含み益の定義の二点を修正するとともに、それに伴う文言の修正を行うものです（変更案別紙第3項および第4項関連）。

① 料率の変更

被合併時成果報酬および被買収時成果報酬の料率について、以下のとおり減額するものです。

運用報酬体系		料率	
		変更前	変更後
被合併時成果報酬	1口当たり含み益×発行済投資口総数×料率	15%	10%
被買収時成果報酬	1口当たり含み益×発行済投資口総数×料率	15%	10%

② 含み益の定義の変更

被合併時成果報酬の算定の基礎となる1口当たり含み益の定義について、現行規約においては「保有する不動産関連資産の評価益」を基準としているところ、資産運用会社に対して、保有不動産価値の向上のみならず、それに伴う投資口価格の向上にまでインセンティブを設定すべきとの観点から、「投資口の評価益」を基準とするものへ変更するものです。

被合併時成果報酬における、1口当たり含み益の定義	
変更前	変更後
1口当たり含み益＝（被合併契約締結時1口当たり投資口価値）－（被合併契約締結時1口当たり純資産額）	1口当たり含み益＝（合併比率を算出する際の根拠とされる本投資法人の投資口価格）－（被合併契約締結時1口当たり純資産額）

規約一部変更の詳細については、別紙「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。

3. 役員選任の件

本投資法人の執行役員である千葉恵介および鍵山卓史ならびに監督役員である寺田昌弘、市場典子および丸尾友二は、本投資主総会の終結をもって任期満了となるため、改めて執行役員および監督役員の選任につき、付議するものです。併せて、執行役員または監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員、補欠監督役員の選任についても付議するものです。

① 執行役員候補者　鍵 山 卓 史【重任】

② 監督役員候補者　市 場 典 子【重任】　丸 尾 友 二【重任】

③ 補欠執行役員候補者　千 葉 恵 介【再任】

④ 補欠監督役員候補者　北　永 久　【重任】

役員選任の詳細については、別紙「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。

4. 役員報酬決定の件

本投資法人の執行役員および監督役員の役員報酬については、2023年6月23日開催の第14回投資主総会における決議に基づき、執行役員については一人当たり月額72万円、監督役員については一人当たり月額45万円をそれぞれ上限とし、投資主総会の普通決議で決定する旨の規約変更（現行規約第20条）を行っています。

当該規約に基づき、一般物価動向や賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として、執行役員については一人当たり月額36万円、監督役員については一人当たり月額24万円とすることにつき、付議するものです。

役員報酬決定の詳細については、別紙「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。

5. 会計監査人選任の件

本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人が、本投資主総会の終結の時をもって任期満了により退任することに伴い、本投資法人の今後の規模拡大を見据え、業務の経験、監査費用の相当性等を勘案し、現行規約第26条に基づき、後任の会計監査人の選任につき、付議するものです。

① 異動年月日

2024年7月20日（本投資主総会開催日）

本投資法人の2024年10月期（2024年5月1日～10月31日）に係る法定監査からの異動となります。

② 選任・退任する会計監査人の概要

(1) 選任する会計監査人

名　　称：	有限責任監査法人トーマツ
事務所所在地：	東京都千代田区丸の内3-2-3　丸の内二重橋ビルディング
業務執行社員：	鶴見 将史、下飯塚 武志

(2) 退任する会計監査人

名　　称：	太陽有限責任監査法人
事務所所在地：	東京都港区元赤坂1-2-7　赤坂Kタワー
業務執行社員：	柴谷 哲朗、野田 大輔

③ 退任する会計監査人の就任年月日

2011年10月18日

④ 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

なし

⑤ 異動の決定または異動に至った理由および経緯

本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2024年7月20日開催予定の第15回投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。本投資法人では今後の規模拡大を見据え、業務経験やノウハウ、監査費用の妥当性等を総合的に勘案した結果、有限責任監査法人トーマツが本投資法人の会計監査人として適任であると判断し、選任するものです。

⑥ 上述⑤の理由および経緯に対する会計監査人の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

会計監査人選任の詳細については、別紙「第 15 回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。

6. 日程

2024 年 6 月 14 日（本日）	役員会にて本投資主総会提出議案を決議 本投資主総会招集ご通知を本投資法人および東京証券取引所のホームページに掲載（電子提供措置の開始）（予定）
2024 年 6 月 28 日	本投資主総会招集ご通知発送（予定）
2024 年 7 月 20 日	本投資主総会開催（予定）

以　上

（別紙）第 15 回投資主総会招集ご通知

証券コード　8975
（発信日）2024年6月28日
（電子提供措置の開始日）2024年6月28日

投 資 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
いちごオフィスリート投資法人
執行役員　千　葉　恵　介

第15回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第15回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、**お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2024年７月19日（金曜日）午後６時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第１項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。**従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資法人現行規約同条第３項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人現行規約第15条）

１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

２．前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

３．前２項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から２週間以内に、総発行済投資口の100分の１以上の投資口を６か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、

(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。
(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
(3) 解散
(4) 投資口の併合
(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
(6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

４．第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

また、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第15回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のホームページ等にアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

本投資法人のホームページ
https://www.ichigo-office.co.jp/ir/general_meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のホームページにも掲載しておりますので、以下の東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（いちごオフィスリート投資法人）又は証券コード（8975）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」にある「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬具

記

1．日　　時：2024年７月20日（土曜日）午前10時

2．場　　所：東京都港区新橋一丁目２番６号
第一ホテル東京　４階　プリマヴェーラ
（開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。）

3．投資主総会の目的である事項：

決議事項

第１号議案：規約一部変更の件（１）
第２号議案：規約一部変更の件（２）
第３号議案：執行役員１名選任の件
第４号議案：監督役員２名選任の件
第５号議案：補欠執行役員１名選任の件
第６号議案：補欠監督役員１名選任の件
第７号議案：役員報酬決定の件
第８号議案：会計監査人選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ（https://www.ichigo-office.co.jp/）に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　規約一部変更の件（１）

１．変更の理由

①　「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第３号に規定する改正規定が2022年９月１日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることから、この点を明確化するとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことを可能とするための規定を設けるものです（変更案第９条第５項および第６項関連）。

②　信用組合および信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）および「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができることを明確化することを目的として、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです（変更案第31条第５項関連）。

③　投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により、「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約においても同様の定義を規定するものです（変更案第37条関連）。

④　上記のほか、条項の新設・変更等に伴う字句の修正等を行うものです（変更案第29条関連）。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　規　約	変　更　案
第９条（招集） 1.～4.（記載省略）	第９条（招集） 1.～4.（現行のとおり）
（新設）	5．本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
（新設）	6．本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第 29 条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）第105条第1号へに規定する不動産等資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。	第 29 条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに規定する不動産等資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。

現　行　規　約	変　更　案
第 31 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）	第 31 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）
1.～4.（記載省略）	1.～4.（現行のとおり）
5．本投資法人は、不動産関連資産及び前項に規定する特定資産のほか、不動産関連資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。	5．本投資法人は、不動産関連資産及び前項に規定する特定資産のほか、不動産関連資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。
（１）～（11）（記載省略）	（１）～（11）（現行のとおり）
（新設）	（12）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。その後の改正を含む。）に定める出資（本投資法人が借入れを行うために必要なものに限る。）
（新設）	（13）信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含む。）に定める出資（本投資法人が借入れを行うために必要なものに限る。）
（12）不動産関連資産への投資に付随して取得するその他の権利（運用資産のテナントが利用するフィットネスクラブの施設利用権その他の権利を含むがこれに限らない。）	（14）不動産関連資産への投資に付随して取得するその他の権利（運用資産のテナントが利用するフィットネスクラブの施設利用権その他の権利を含むがこれに限らない。）
6.（記載省略）	6.（現行のとおり）

現　行　規　約	変　更　案
第 37 条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 （1）利益の分配 ①投資主に分配する金額の総額のうち、本投資法人の利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益とする。 ②（記載省略） （2）～（5）（記載省略）	第 37 条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 （1）利益の分配 ①投資主に分配する金額の総額のうち、本投資法人の利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下「出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。以下本条において同じ。）の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算されるものとする。 ②（現行のとおり） （2）～（5）（現行のとおり）

第２号議案　規約一部変更の件（２）

１．変更の理由

本投資法人においては、資産運用会社に対する報酬を、成果が顕在化した場合にのみ発生する完全成果報酬体系としております。本投資法人は、本報酬体系に関し、資産運用会社が、徹底的な投資主目線に立って、中長期的視点から運用努力を継続するインセンティブとなっているかについて継続的に検証しており、今回、被合併時成果報酬および被買収時成果報酬について、より投資主の利益にかなうインセンティブとする観点から、以下二点の修正と、それに伴う文言の修正を行うものです（変更案別紙第３項および第４項関連）。

①　料率の変更

被合併時成果報酬および被買収時成果報酬の料率について、１口当たり含み益に発行済投資口総数を乗じた金額の15％と設定していたものを、１口当たり含み益に発行済投資口総数を乗じた金額の10％へと減額するものです。

②　含み益の定義の変更

被合併時成果報酬の算定の基礎となる１口当たり含み益の定義について、現行規約においては、保有する不動産関連資産の評価益を基準とするものとしているところ、資産運用会社に対して、保有不動産価値の向上のみならず、それに伴う投資口価格の向上にまでインセンティブを設定すべきとの観点から、投資口の評価益を基準とするものへと変更するものです。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　規　約	変　更　案
別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 本投資法人が保有する資産の運用を委託する金融商品取引業者（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の金額、計算方法、支払の時期及び方法はそれぞれ以下の通りとする。 なお、本投資法人は、資産運用報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を資産運用会社宛て支払うものとする。また、計算の結果、それぞれ負となる場合は0とし、1円未満の端数がでる場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。 1.～2.（記載省略）	別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 （現行のとおり） 1.～2.（現行のとおり）

現　行　規　約	変　更　案
3.　被合併時成果報酬 本投資法人が他の投資法人によって合併される場合（以下で定義される。）において、当該合併に係る合併契約において定められる合併比率（割当比率）の交渉に際して本投資法人が第三者から取得し、当該合併にかかる開示書類においてその算定結果が記載される合併比率算定書の算定の基礎とされた資料（以下「本算定資料」という。）に基づき算出される「被合併契約締結時１口当たり投資口価値」（以下に定義される。）から「被合併契約締結時１口当たり純資産額」（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被合併契約締結時１口当たり含み益」という。）に、当該合併に係る合併契約締結時点における本投資法人の発行済投資口の総口数（以下「発行済投資口の総口数（被合併契約締結時）」という。）を乗じ、かかる金額に15%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。 被合併時成果報酬＝「被合併契約締結時１口当たり含み益」×「発行済投資口の総口数（被合併契約締結時）」×15% ただし、「被合併契約締結時１口当たり含み益」が負となる場合は0とする。	3.　被合併時成果報酬 本投資法人が他の投資法人によって合併される場合（以下で定義される。）において、合併する投資法人の間で、当該合併に係る合併契約において定められる合併比率（割当比率）を算出する際の根拠とされる本投資法人の投資口価格から被合併契約締結時1口当たり純資産額（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被合併契約締結時1口当たり含み益」という。）に、当該合併に係る合併契約を承認する本投資法人の投資主総会の決議がなされた時点における本投資法人の発行済投資口の総口数（以下「被合併時発行済投資口総数」という。）を乗じ、かかる金額に10%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。 被合併時成果報酬＝「被合併契約締結時1口当たり含み益」×「被合併時発行済投資口総数」×10% ただし、「被合併契約締結時1口当たり含み益」が負となる場合は0とする。

現　行　規　約	変　更　案
ここで「本投資法人が他の投資法人によって合併される場合」とは、本投資法人と他の投資法人との合併（新設合併及び吸収合併を含む）のうち、当該合併にかかる合併契約締結時点における本投資法人の資産運用会社が、当該合併時に本投資法人の保有資産等を承継する投資法人の資産運用会社とならない場合をいうものとする。 また、「被合併契約締結時１口当たり投資口価値」とは、「本算定資料」に基づき算定される本投資法人の純資産額（ただし、被合併時成果報酬を控除する前の金額をいう。以下、同じ。）に、不動産関連資産の含み益を加算し、不動産関連資産の含み損を減算した上で、「発行済投資口の総口数（被合併契約締結時）」で除した金額をいうものとする。さらに、「被合併契約締結時１口当たり純資産額」とは、「本算定資料」に基づき算定される本投資法人の純資産額を発行済投資口の総口数（被合併契約締結時）で除した金額をいうものとする。	ここで「本投資法人が他の投資法人によって合併される場合」とは、本投資法人と他の投資法人との合併（新設合併及び吸収合併を含む。）のうち、当該合併にかかる合併契約締結時点における本投資法人の資産運用会社が、当該合併により本投資法人の保有資産等を承継する投資法人の資産運用会社とならない場合をいうものとする。 また、「被合併契約締結時1口当たり純資産額」とは、当該合併に係る合併契約の締結がなされた時点における本投資法人の純資産額を当該時点における本投資法人の発行済投資口の総口数で除した金額をいうものとする。
被合併時成果報酬は、当該合併に係る合併契約締結時点において、当該合併が発効することを停止条件として発生するものとし、その支払時期は、当該合併の効力発生日から1か月以内とする。	被合併時成果報酬は、当該合併の効力発生日時点で発生するものとし、その支払時期は、当該合併の効力発生日から1か月以内とする。

現　行　規　約	変　更　案
4.　被買収時成果報酬 　本投資法人が買収される場合（以下で定義される。）において、当該買収に係る公開買付価格から被買収時1口当たり純資産額（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被買収時1口当たり含み益」という。）に、当該買収に係る公開買付けにより買収された本投資法人の投資口（ただし、当該公開買付け完了後に少数投資主保有の投資口に係るスクイーズアウト手続（以下「本スクイーズアウト手続」という。）を実施することが予定されている場合においては、本スクイーズアウト手続を通じてキャッシュアウトされる投資口（以下「被スクイーズアウト投資口」という。）を含む）の総口数（以下「被買収投資口数」という。）を乗じ、かかる金額に15%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。 被買収時成果報酬＝被買収時1口当たり含み益×被買収投資口数×15% 　ただし、被買収時1口当たり含み益が負となる場合は0とする。	4.　被買収時成果報酬 　本投資法人が買収される場合（以下で定義される。）において、当該買収に係る公開買付価格から被買収時1口当たり純資産額（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被買収時1口当たり含み益」という。）に、当該買収に係る公開買付けにより買収された本投資法人の投資口（ただし、当該公開買付け完了後に少数投資主保有の投資口に係るスクイーズアウト手続（以下「本スクイーズアウト手続」という。）を実施することが予定されている場合においては、本スクイーズアウト手続を通じてキャッシュアウトされる投資口（以下「被スクイーズアウト投資口」という。）を含む）の総口数（以下「被買収投資口数」という。）を乗じ、かかる金額に10%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。 被買収時成果報酬＝被買収時1口当たり含み益×被買収投資口数×10% 　ただし、被買収時1口当たり含み益が負となる場合は0とする。

現　行　規　約	変　更　案
ここで「本投資法人が買収される場合」とは、公開買付けの方法により本投資法人の投資口が本投資法人又は本投資法人の資産運用会社以外の第三者によって取得され、当該公開買付期間の末日時点における本投資法人の資産運用会社（以下「現資産運用会社」という。）が当該公開買付けの終了後に変更される場合をいうものとする。また、「被買収時1口当たり純資産額」とは、当該買収に係る公開買付期間の末日時点における本投資法人の純資産額（ただし、被買収時成果報酬を控除する前の金額をいう。）を同時点における本投資法人の発行済投資口の総口数で除した金額をいうものとする。	（現行のとおり）
被買収時成果報酬は、当該買収に係る公開買付期間の末日後、現資産運用会社が本投資法人の資産運用会社の地位を喪失した時点（ただし、本スクイーズアウト手続が予定されている場合には、被買収時成果報酬のうち被スクイーズアウト投資口に対応する部分については、本スクイーズアウト手続の完了時点）で発生するものとし、その支払時期は、当該公開買付期間の末日後、現資産運用会社が本投資法人の資産運用会社の地位を喪失した時点（ただし、被買収時成果報酬のうち被スクイーズアウト投資口に対応する部分については、本スクイーズアウト手続の完了時点）から1か月以内とする。	（現行のとおり）

第３号議案　執行役員１名選任の件

本投資法人の執行役員である千葉恵介および鍵山卓史は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員１名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第３項に基づき、選任後本投資法人現行規約第９条第２項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

なお、本議案は、2024年６月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
鍵山卓史（かぎやま たかふみ） （1956年4月17日）	1981年12月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー
	1984年８月	カリフォルニア州公認会計士
	1985年６月	株式会社熊谷組　北米支店
	1990年５月	ベアリング証券会社　東京支店
	1994年６月	リーマン・ブラザーズ証券会社　東京支店
	1996年５月	D.E.ショー証券会社　東京支店
	1998年６月	モルガン・スタンレー証券会社　東京支店 チーフ・オペレーティング・オフィサー
	2001年１月	同社　マネージング・ディレクター
	2003年１月	同社　株式統括本部営業部門長
	2005年10月	同社　株式統括本部長
	2006年４月	モルガン・スタンレー証券株式会社　代表取締役
	2010年５月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（出向） 執行役員 業務本部副本部長（特命担当）
	2011年４月	同社（出向）　執行役員 業務運営本部・営業本部・法人本部副総括（特命担当）
	2020年４月	同社　出向解除
	2021年８月	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 監査役（非常勤）
	2023年６月	本投資法人　執行役員（現任）

１．上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

２．上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

３．上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

4．役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。

第４号議案　監督役員２名選任の件

本投資法人の監督役員である寺田昌弘、市場典子および丸尾友二は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて監督役員２名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第３項に基づき、選任後本投資法人現行規約第９条第２項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職	
1	市場典子（いちば のりこ） （1971年５月15日）	1992年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）
		1997年７月	加藤忠男税理士事務所
		1999年８月	太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）
		2000年５月	公認会計士登録
		2002年11月	市場公認会計士事務所　代表（現任）
		2008年８月	税理士登録
		2008年10月	税理士法人アプライズ　代表（現任）
		2021年６月	大豊建設株式会社　社外監査役（現任）
		2022年７月	本投資法人　監督役員（現任）
		2023年３月	日清紡ホールディングス株式会社　社外監査役（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職	
2	丸尾友二（まるおゆうじ） （1971年８月21日）	1994年４月	株式会社フジタ
		2002年10月	株式会社明豊エンタープライズ
		2006年８月	同社　執行役員　シェルゼ第１事業部長
		2007年４月	同社　執行役員　シェルゼ事業本部副本部長 兼 シェルゼ第１事業部長
		2007年８月	同社　常務執行役員 シェルゼ事業本部副本部長 兼 シェルゼ事業部長
		2008年８月	同社　執行役員 シェルゼ事業部長
		2008年10月	同社　取締役執行役員 シェルゼ事業部長
		2009年２月	同社　取締役執行役員 シェルゼ事業部長 兼 シェルゼ販売事業部長
		2009年11月	同社　取締役執行役員 営業本部長 兼 事業開発部長
		2010年11月	同社　取締役常務執行役員 営業本部長 兼 事業開発部長
		2012年３月	株式会社サンクレール　執行役員
		2013年７月	同社　専務取締役
		2014年２月	株式会社エクイティ・パートナーズ 代表取締役（現任）
		2018年６月	株式会社サンクレール　代表取締役（現任）
		2023年６月	本投資法人　監督役員（現任）

１．上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

２．上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

３．上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

４．役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。
本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。

第５号議案　補欠執行役員１名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、2024年６月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
千葉恵介（ちばけいすけ） （1979年９月10日）	2006年10月	弁護士登録（東京弁護士会） 渥美総合法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）
	2010年１月	三井物産株式会社　法務部出向
	2014年９月	弁護士法人ほくと総合法律事務所
	2016年５月	同事務所　パートナー（現任）
	2019年12月	株式会社省電舎ホールディングス（現株式会社SDSホールディングス）取締役 株式会社省電舎　取締役
	2023年５月	本投資法人　執行役員（現任）
	2023年７月	株式会社ビジョナリーホールディングス　取締役監査等委員

１．上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

２．上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

３．上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

４．役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

第６号議案　補欠監督役員１名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員１名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職	
北　永　久（きた　なが　ひさ） （1984年４月15日）	2012年12月	弁護士登録（東京弁護士会）
	2013年１月	弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所
	2015年４月	弁護士法人パートナーズ法律事務所
	2018年１月	永久法律事務所　代表
	2020年１月	虎ノ門第一法律事務所　パートナー（現任）

１．上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

２．上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

３．役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

第７号議案　役員報酬決定の件

本投資法人においては、執行役員および監督役員の役員報酬（基本報酬）については、2023年6月23日開催の第14回臨時投資主総会において、執行役員については一人当たり月額72万円を上限とし、監督役員については一人当たり月額45万円を上限とすることをご承認いただきました。

本投資法人では事業の成長・投資主価値の向上に取り組んでおりますが、本投資法人を取り巻く社会情勢や事業環境の不透明さが増す中でこれらを推進し、成長戦略の柱である投資規模拡大化をより一層進めていくためには、執行役員の役割や責務をさらに高め、かつ多様で優秀な人材を確保し、本投資法人役員会の機能強化を図っていく必要があると考えております。監督役員の報酬（基本報酬）につきましても、事業規模の拡大やガバナンス体制の強化により監督役員の職務範囲は大きく広がってきました。また、今後もより一層のガバナンス向上に向け、監督役員に期待される役割は増大していきます。つきましては、役割・責任に見合った報酬水準を実現していくため、執行役員の役員報酬（基本報酬）につきましては、一人当たり月額36万円とし、監督役員の役員報酬（基本報酬）につきましては、一人当たり月額24万円とすることのご承認をお願いするものであります。本改定は投資法人役員会で十分に審議し、決定したものであります。

第３号議案および第４号議案が原案どおり承認された場合、執行役員は１名、監督役員は２名となります。

第８号議案　会計監査人選任の件

本投資法人の今後の規模拡大を見据えて会計監査人を見直すこととし、業務の経験、監査費用の相当性等を勘案し、本投資法人現行規約第26条に基づき本投資法人の会計監査人の選任を新たにお願いするものです。

なお、本議案は、2024年６月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

会計監査人候補者は次のとおりです。

名　称	有限責任監査法人トーマツ
沿　革	1968年　５月　等松・青木監査法人設立 1975年　５月　トウシュ ロス インターナショナル（TRI）へ加盟 1986年 10月　監査法人サンワ事務所（1973年６月設立）と合併し、法人名称を「サンワ・等松青木監査法人」に変更 1988年　４月　監査法人丸の内会計事務所（1968年12月設立）と合併 1988年 10月　監査法人西方会計士事務所（1969年８月設立）および監査法人札幌第一会計（1976年４月設立）と合併 1990年　２月　TRIがデロイト ハスキンズ アンド セルズ インターナショナルと合併（１月）し「デロイト ロス トーマツ インターナショナル（現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL））」となったことに伴い、監査法人三田会計社（1985年６月設立）と合併し、名称を「監査法人トーマツ」に変更 2001年　４月　サンアイ監査法人（1983年５月設立）と合併 2002年　７月　監査法人誠和会計事務所（1974年12月設立）と合併 2009年　７月　有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任監査法人トーマツ（英文名称：Deloitte Touche Tohmatsu LLC）」に変更
資本金	1,173百万円（2024年２月末日現在）
事務所所在地	東京都千代田区丸の内３－２－３　丸の内二重橋ビルディング
概　要	7,990名（2024年２月末日現在） 社員（公認会計士）：480名 特定社員：61名 職員 公認会計士：2,514名 公認会計士試験合格者等 （会計士補を含む）：1,236名 その他専門職：3,610名 事務職：89名 合計：7,990名　（上記のうち、公認会計士：2,994名）

2024年7月20日付で本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人は退任する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第１項および本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資法人現行規約同条第３項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第１号議案乃至第８号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人現行規約第15条第３項が適用される第３号議案乃至第６号議案の各議案につきましては、2024年６月14日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会　場：第一ホテル東京　４階　プリマヴェーラ
東京都港区新橋一丁目２番６号
TEL　03－3501－4411（代表）

○ＪＲ線・東京メトロ銀座線　新橋駅より徒歩２分
○都営地下鉄浅草線　新橋駅より徒歩５分
○都営地下鉄三田線　内幸町駅より徒歩３分

開催場所が昨年と異なりますので、
ご来場の際はご案内図をご参照のうえ、
お間違えのないようお願い申し上げます。